



静岡県公報



■ 教育委規則

-  静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

へき地教育振興法施行規則の一部改正等に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県市町立学校職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

静岡県行政手続条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

(教育総務課)
-  静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法の改正等に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

令和8年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校の給与等の事務を集中処理することに伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)

■ 告示

-  指定納付受託者の指定

県立美術館観覧料の指定納付受託者を指定した。

(県立美術館)
-  指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

(福祉指導課)
-  指定障害児通所支援事業者の指定

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

(福祉指導課)
-  旅館業等の営業許可処分の失効

興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を失効した。

(衛生課)
-  温泉利用の許可処分の失効

温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の許可を失効した。

(衛生課)
-  農用地利用集積等促進計画の認可について

農用地利用集積等促進計画(特例事業)の認可について

(農業ビジネス課)
-  食肉地方卸売市場の認定事項の変更の認定

卸売市場法の改正に伴い、浜松市食肉地方卸売市場の認定事項の変更をした。

(畜産振興課)
-  土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正

(農地保全課)

土地改良事業等補助金交付要綱の一部を改正した。

- 林業関係事業補助金交付要綱の一部改正 (森林整備課)

林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正した。

- 保安林の指定の予定 (森林保全課)

農林水産大臣から御殿場市内の一部の森林を保安林予定森林にした旨の通知を受けた。

- 保安林の解除の予定 (森林保全課)

農林水産大臣から静岡市内の一部の保安林を解除予定保安林とした旨の通知を受けた。

- 特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定 (水産資源課)

令和8管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を設定した。

- 県道の路線の認定に関する告示の一部改正(14件) (道路保全課)

浜松市の行政区再編に伴い、県道の路線の起終点等の地名を変更する。

- 道路の区域の変更 (道路保全課)

県道掛川川根線の一部の区間について、道路の区域を変更した。

- 歩行者利便増進道路の指定 (道路保全課)

県道沼津停車場東沢田線ほか1路線の一部区間を歩行者利便増進道路として指定する。

- 利便増進誘導区域の指定 (道路保全課)

県道沼津停車場東沢田線の一部区間を利便増進誘導区域として指定する。

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除・指定(2件) (砂防課)

掛川市の指定済みの2区域を解除のうえ、同一箇所の土砂災害(特別)警戒区域を指定する。

- 岳南広域都市計画道路の変更 (都市計画課)

岳南広域都市計画道路を変更し、都市計画の図書を縦覧に供する。

- 静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定の一部改正(会計支援課)

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定の一部を改正する。

■ 公告

- 令和8年度情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格申請方法 (電子県庁課)

令和8年度において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等

- 企画提案の募集 (疾病対策課)

令和8年度静岡県医療費助成受給者管理システム再構築業務委託に係る企画提案の募集を行う。

- 令和8年度調理師試験 (衛生課)

令和8年度調理師試験を実施する。

- 令和8年度静岡県献血推進計画 (薬事課)

令和8年度静岡県献血推進計画を定めた。

- 企画提案の募集 (産業人材課)

令和8年度外国人材受入体制整備支援事業に係る業務委託について企画提案の募集を行う。

- (産業人材課)

企画提案の募集

令和8年度外国人雇用環境診断業務について企画提案の募集を行う。

-  **企画提案の募集** (産業人材課)

令和8年度外国人材マッチングサポート事業に係る業務委託について企画提案の募集を行う。

-  **大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(三井ショッピングパーク ららぽーと沼津)** (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

-  **大規模小売店舗立地法第5条第1項届出(ドラッグコスモス新沢田店)** (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出があったので公告する。

-  **大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(磐田中泉施設)** (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

-  **大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(イオンタウン富士南)** (地域産業課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。

-  **県営土地改良事業変更計画書の縦覧** (農地整備課)

記載の県営土地改良事業の計画を変更したので、変更計画書の写しを縦覧する(竹麻地区)。

-  **県営土地改良事業適当** (農地整備課)

記載の県営土地改良事業について適当とし、計画を定めたので、事業計画書の写しを縦覧する(湊地区)。

-  **県営土地改良事業変更計画書の縦覧** (農地整備課)

記載の県営土地改良事業の計画を変更したので、変更計画書の写しを縦覧する(北遠地区)。

-  **県営土地改良事業適当** (農地整備課)

記載の県営土地改良事業について適当とし、計画を定めたので、事業計画書の写しを縦覧する(三島佐野地区)。

-  **建設業者の営業所を確知できない旨の公告** (建設業課)

建設業法に基づいて、営業所の所在地を確知できない建設業者について公告する。

-  **特定調達契約に係る落札者等** (生活排水課)

特定調達契約に係る落札者等が決定したので公告する。

教育委訓令甲

-  **静岡県教育員会事務決裁規程の一部を改正する規程** (教育総務課)

令和8年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

-  **静岡県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程** (教育総務課)

令和8年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

正誤

-  **令和7年5月30日付け県公報第625号告示第440号の訂正** (道路保全課)

令和7年5月30日付け県公報第625号告示第440号(道路の区域の変更(3件))について訂正する。

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 2 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給額) 第 3 条 (略) <u>(へき地手当と地域手当との調整)</u> 第 4 条 地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7－938）別表に掲げる地域に所在するへき地学校又はへき地学校に準ずる学校に勤務する職員には、給与条例第10条の 2 及び教職員給与条例第11条の 2 の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。 <u>2 給与条例第10条の 4 及び教職員給与条例第11条の 3 の規定により地域手当を支給される職員のうち給与条例附則第 7 項及び教職員給与条例附則第 7 項（以下「給与条例附則第 7 項等」という。）に規定する割合に等しい支給割合による地域手当を支給されるものには、当該地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u> <u>3 給与条例附則第 7 項等の規定の適用により地域手当を支給される職員には、第 1 項の規定にかかわらず、給与条例附則第 7 項等に規定する地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u> (へき地手当に準ずる手当) 第 5 条 (略) 第 6 条 給与条例第12条の 5 第 2 項及び教職員給与条例第13条の 5 第 2 項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなつた学	(支給額) 第 3 条 (略) (へき地手当に準ずる手当) 第 4 条 (略) 第 5 条 給与条例第12条の 5 第 2 項及び教職員給与条例第13条の 5 第 2 項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

- 2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(1) 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの

(2) 新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下「採用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴つて住居を移転したものとなるもの

- 2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

(支給方法)

第7条 (略)

(雑則)

第8条 (略)

別表第1

	所在地	学校・共同調理場名	級別区分
(略)			
中学校	(略)		
	富士宮市猪之頭999	井之頭中学校	(略)
	<u>賀茂郡南伊豆町上賀茂744の1</u>	<u>南伊豆中学校</u>	
	賀茂郡西伊豆町宇久須862の6	西伊豆中学校	
(略)			

別表第3

	所在地	学校・共同調理場名
(略)		
中学校	賀茂郡南伊豆町湊1721	<u>南伊豆東中学校</u>
(略)		

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第1号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

(支給方法)

第6条 (略)

(雑則)

第7条 (略)

別表第1

	所在地	学校・共同調理場名	級別区分
(略)			
中学校	(略)		
	富士宮市猪之頭999	井之頭中学校	(略)
	賀茂郡西伊豆町宇久須862の6	西伊豆中学校	
(略)			

別表第3

	所在地	学校・共同調理場名
(略)		
中学校	賀茂郡南伊豆町湊1721	<u>南伊豆中学校</u>
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第3の改正は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（市町が処理する事務の範囲）			（市町が処理する事務の範囲）		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
1	特例条例別表第2の1の2の項(4)及び同表2の項(4)に掲げる事務	職員の給与に関する規則（昭和32年静岡県人事委員会規則7－25。以下この項において「給与規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 給与規則第25条第3項に規定する事実及び扶養手当の月額認定 (2) 給与規則第25条第4項に規定する扶養手当認定簿への記載 (3) 給与規則第25条第5項に規定する書類の提出の請求（給与規則第25条第6項において準用する場合を含む。） (4) 給与規則第25条第6項の規定による確認 (略)	1	特例条例別表第2の1の2の項及び同表2の項に掲げる事務	職員の給与に関する規則（昭和32年静岡県人事委員会規則7－25。以下この項において「給与規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 給与規則第25条第2項の規定による届出の受付 (2) 給与規則第25条第4項に規定する事実及び扶養手当の月額認定 (3) 給与規則第25条第5項に規定する扶養手当認定簿への記載 (4) 給与規則第25条第6項に規定する書類の提出の請求（給与規則第25条第9項において準用する場合を含む。） (5) 給与規則第25条第9項の規定による確認 (略)

	通勤手当に関する規則 (昭和33年静岡県人事委員会規則 7—34。以下この項において「通勤規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1) (略) (2) 通勤規則第 4 条第 2 項に規定する<u>通勤届・通勤手当認定簿</u>への記載 (3) (略)	
	通勤手当に関する規則 (昭和33年静岡県人事委員会規則 7—34。以下この項において「通勤規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1) <u>通勤規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による届出の受付</u> (2) <u>通勤規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による届出の受付</u> (3) (略) (4) 通勤規則第 4 条第 2 項に規定する<u>通勤手当認定簿</u>への記載 (5) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 4 号

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成22年静岡県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第 1 項の規定による通知を受けた者（<u>同条第 3 項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)～(5) （略） （意見の聴取の期日等の変更） 第 3 条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第 1 項の通知をした場合（<u>同条第 3 項</u>の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 （略）	（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第 1 項の規定による通知を受けた者（<u>同条第 4 項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)～(5) （略） （意見の聴取の期日等の変更） 第 3 条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第 1 項の通知をした場合（<u>同条第 4 項</u>の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 5 号

静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年静岡県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（聴聞の通知） 第 2 条 （略） 2 法第15条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第 2 号による聴聞公示通知書を掲示して行うものとする。 （聴聞の期日又は場所の変更） 第 3 条 教育委員会等が法第15条第 1 項の規定による通知をした場合（同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会等に対し、当該やむを得ない理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 （略） （聴聞の続行の通知） 第12条 （略） 2 法第22条第 3 項において準用する法第15条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うものとする。 （聴聞の再開の通知） 第15条 （略） 2 法第25条後段において準用する法第22条第 3 項の規定による通知の方法について準用する法第15条第 3 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うもの	（聴聞の通知） 第 2 条 （略） 2 法第15条第 4 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第 2 号による聴聞公示通知書を掲示して行うものとする。 （聴聞の期日又は場所の変更） 第 3 条 教育委員会等が法第15条第 1 項の規定による通知をした場合（同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会等に対し、当該やむを得ない理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 （略） （聴聞の続行の通知） 第12条 （略） 2 法第22条第 3 項において準用する法第15条第 4 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うものとする。 （聴聞の再開の通知） 第15条 （略） 2 法第25条後段において準用する法第22条第 3 項の規定による通知の方法について準用する法第15条第 4 項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第10号による聴聞続行（再開）公示通知書を掲示して行うもの

とする。

(弁明の機会の付与の通知)

第17条 (略)

- 2 法第31条において準用する法第15条第3項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第14号による弁明の機会の付与公示通知書を掲示して行うものとする。

(口頭による弁明の聴取)

第18条 (略)

- 2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）その他教育委員会等の職員は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（法第30条の規定による通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。

(準用)

第22条 第3条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第30条の規定による通知をした場合（法第31条において準用する法第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「当事者」とあるのは「弁明者」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規

とする。

(弁明の機会の付与の通知)

第17条 (略)

- 2 法第31条において準用する法第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、様式第14号による弁明の機会の付与公示通知書を掲示して行うものとする。

(口頭による弁明の聴取)

第18条 (略)

- 2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）その他教育委員会等の職員は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（法第30条の規定による通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。

(準用)

第22条 第3条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「法第15条第1項の規定による通知をした場合（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第30条の規定による通知をした場合（法第31条において準用する法第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「当事者」とあるのは「弁明者」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規

定による許可を受けている者に限る。)」とあるのは「弁明者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(静岡県行政手続条例に基づく聴聞の手続への準用)

第23条 この規則の規定は、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第2節及び第3節の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第17条第 2項	(略)	
	法第15条第3 項	条例第15条第 3項
第18条第 2項	(略)	
	法第15条第3 項後段	条例第15条第 3項後段
(略)		
第22条第 1項	(略)	
	法第15条第3 項後段	条例第15条第 3項後段
	(略)	
(略)		

2 (略)

定による許可を受けている者に限る。)」とあるのは「弁明者」と読み替えるものとする。

2 (略)

(静岡県行政手続条例に基づく聴聞の手続への準用)

第23条 この規則の規定は、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第2節及び第3節の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第17条第 2 項	(略)	
	法第15条第 4 項	条例第15条第 4 項
第18条第 2 項	(略)	
	法第15条第 4 項後段	条例第15条第 4 項後段
(略)		
第22条第 1 項	(略)	
	法第15条第 4 項後段	条例第15条第 4 項後段
	(略)	
(略)		

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

「住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）」

様式第3号中 受任者 を

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
受任者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]に改める。
〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
様式第4号中 委任者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
委任者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]に改める。
〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
様式第5号中 申請者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申請者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]に改める。
〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
様式第6号中 請求者
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

請求者 に改める。

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

様式第7号中 請求者 を

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

申請者 に改める。

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

様式第8号中 意見陳述者 を

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

意見陳述者 に改める。

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕」

様式第10号中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

様式第11号中 請求者 を

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

請求者 に改める。

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

様式第12号中 請求者 を

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊤]」

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

弁明者 に改める。

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕」

様式第14号中「名あて人」を「名宛人」に、「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 6 号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
（職及び職制） 第 6 条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td><u>理事（総括・新図書館担当）</u></td><td>(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u></td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>参事（政策管理担当）</u></td><td><u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u></td></tr><tr><td><u>参事（学校教育担当）</u></td><td><u>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u></td></tr></table>	職名	職務	（略）		<u>理事（総括・新図書館担当）</u>	(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u>	理事（こども政策連携担当）	（略）	<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>	<u>参事（学校教育担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>	（職及び職制） 第 6 条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td><u>理事（総括・学校教育担当）</u></td><td>(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>学校教育に関する特定の重要事項を処理する。</u></td></tr><tr><td><u>理事（新図書館企画担当）</u></td><td><u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を調整する。</u></td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>参事（新図書館企画担当）</u></td><td><u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を処理する。</u></td></tr></table>	職名	職務	（略）		<u>理事（総括・学校教育担当）</u>	(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>学校教育に関する特定の重要事項を処理する。</u>	<u>理事（新図書館企画担当）</u>	<u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を調整する。</u>	理事（こども政策連携担当）	（略）	<u>参事（新図書館企画担当）</u>	<u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を処理する。</u>
職名	職務																								
（略）																									
<u>理事（総括・新図書館担当）</u>	(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u>																								
理事（こども政策連携担当）	（略）																								
<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>																								
<u>参事（学校教育担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>																								
職名	職務																								
（略）																									
<u>理事（総括・学校教育担当）</u>	(1) <u>教育部の所掌事務を総括整理する。</u> (2) <u>学校教育に関する特定の重要事項を処理する。</u>																								
<u>理事（新図書館企画担当）</u>	<u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を調整する。</u>																								
理事（こども政策連携担当）	（略）																								
<u>参事（新図書館企画担当）</u>	<u>新図書館整備のうち、新図書館の企画に関する特定の重要事項を処理する。</u>																								

参事	<u>教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</u>
参与	(略)

- 2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

- 2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育厚生課	健康・厚生班 <u>集中総務班</u>
教育施設課	(略)
(略)	
社会教育課	(略)
<u>新図書館整備課</u>	<u>運営企画班</u> <u>施設整備班</u>

(所掌事務)

- 第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
教育厚生課	(1)～(7) (略) (8) <u>給与、旅費その他の総務事務の企画及び集中処理に関すること。</u> (9)・(10) (略)
教育施設課	(略)

参与	(略)

- 2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

- 2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育厚生課	健康・厚生班
<u>給与事務統括課</u>	<u>管理班</u> <u>審査第1班</u> <u>審査第2班</u> <u>審査第3班</u>
教育施設課	(略)
(略)	
社会教育課	(略)

(所掌事務)

- 第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
教育厚生課	(1)～(7) (略) (8)・(9) (略)
<u>給与事務統括課</u>	(1) <u>給与、旅費その他の総務事務の企画及び集中処理に関すること。</u> (2) <u>教育委員会総務事務センターに関すること。</u>
教育施設課	(略)

(略)	
社会教育課	(1)～(12) (略)
	(13)～(19) (略)
新図書館整備課	(1) 新図書館の整備に関すること。 (2) 文化センターに関すること。

(職及び職制)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 教育厚生課に教育総務事務推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、総務事務の集中化に関する重要事項を処理する。

6 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合 教育センタ ー		<u>総務企 画・ICT 推進課</u>	<u>総務企画 ・ICT推進 班</u> <u>生涯 学習推進 班</u>
	(略)		
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

(略)	
社会教育課	(1)～(12) (略)
	(13) 文化センターに関すること。(新図書館整備に関することを含む。)
	(14)～(20) (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 社会教育課に新図書館企画室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、新図書館に関する重要事項を処理する。

6 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合 教育センタ ー		<u>総務企 画課</u>	<u>総務班</u> <u>企画・生 涯学習班</u>
	(略)		
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	<u>総務企画</u> ・ <u>ICT推進</u> <u>課</u>	(略)
	(略)	

2・3 (略)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	<u>総務企画</u> <u>課</u>	(略)
	(略)	

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 7 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
別表第 1 校務分掌組織及び所掌事務 <table><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>所掌事務</td></tr><tr><td>(1)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(2)</td><td>事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。</td></tr><tr><td>ア～ツ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>テ</td><td>給料諸手当その他給与の支払いに關すること。</td></tr><tr><td>ト～ネ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ノ</td><td>公立学校共済組合に關すること。</td></tr><tr><td>ハ</td><td>静岡県教職員互助組合に關すること。</td></tr><tr><td>ヒ・フ</td><td>（略）</td></tr></table>	1	（略）	2	所掌事務	(1)	（略）	(2)	事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。	ア～ツ	（略）	テ	給料諸手当その他給与の支払いに關すること。	ト～ネ	（略）	ノ	公立学校共済組合に關すること。	ハ	静岡県教職員互助組合に關すること。	ヒ・フ	（略）	別表第 1 校務分掌組織及び所掌事務 <table><tr><td>1</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>所掌事務</td></tr><tr><td>(1)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(2)</td><td>事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。</td></tr><tr><td>ア～ツ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>テ</td><td>給料諸手当その他給与の支払いに關すること。<u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u></td></tr><tr><td>ト～ネ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ノ</td><td>公立学校共済組合に關すること。<u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u></td></tr><tr><td>ハ</td><td>静岡県教職員互助組合に關すること。<u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u></td></tr><tr><td>ヒ・フ</td><td>（略）</td></tr></table>	1	（略）	2	所掌事務	(1)	（略）	(2)	事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。	ア～ツ	（略）	テ	給料諸手当その他給与の支払いに關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>	ト～ネ	（略）	ノ	公立学校共済組合に關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>	ハ	静岡県教職員互助組合に關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>	ヒ・フ	（略）
1	（略）																																								
2	所掌事務																																								
(1)	（略）																																								
(2)	事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。																																								
ア～ツ	（略）																																								
テ	給料諸手当その他給与の支払いに關すること。																																								
ト～ネ	（略）																																								
ノ	公立学校共済組合に關すること。																																								
ハ	静岡県教職員互助組合に關すること。																																								
ヒ・フ	（略）																																								
1	（略）																																								
2	所掌事務																																								
(1)	（略）																																								
(2)	事務部の所掌事務はおおむね次のとおりとする。																																								
ア～ツ	（略）																																								
テ	給料諸手当その他給与の支払いに關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>																																								
ト～ネ	（略）																																								
ノ	公立学校共済組合に關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>																																								
ハ	静岡県教職員互助組合に關すること。 <u>（給与事務統括課の所掌に属するものを除く。）</u>																																								
ヒ・フ	（略）																																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第10号を次のとおり改める。

様式第10号（第40条関係）（用紙 日本産業規格A 4 横型）

校 長	副 校 長	教 頭	事務長	係

(所属名)

年 月 宿日直勤務命令簿

職員番号	氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		曜日														
		日 直														
		半日直														
		宿 直														
		日 直														
		半日直														
		宿 直														
		日 直														
		半日直														
		宿 直														

28	29	30	31	計	延回数	区分 (種類)

		日 直														
		半日直														
		宿 直														
合	計	日 直														
		半日直														
		宿 直														

(注) 1 校長以外の決裁欄の職名については、各所属の組織等の状況に応じて変更し使用すること。
2 区分(種類)は、普通(1)、普通(2)、普通(3)、学寮(1)、学寮(2)及び学寮(4)のうちから、該当区分を選択し記入すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき指定納付受託者を指定したので、告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社リクルートペイメント	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

2 納付事務を委託した歳入

静岡県立美術館観覧料

3 指定した日

令和8年2月1日

静岡県告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社和心	富士市本市場 259番地の4	訪問介護まご のて富士	富士宮市小泉 2396番地24	令和8年 3月1日	居宅介護、 重度訪問介護、同行援 護	特定無し
株式会社静岡 仮設	富士宮市小泉 233番地の1	居宅介護事業 所 ぼのぼの	富士宮市小泉 233番地の1	令和8年 3月1日	行動援護	特定無し
合同会社セキ ドウ	富士市森島269 －12	Care Craft	富士市森島269 －12	令和8年 3月1日	居宅介護、 重度訪問介護	特定無し
株式会社F a n t a G	沼津市本字千 本1912番地	ふぁんたG	富士宮市東町1 8－6	令和8年 3月1日	就労定着支 援	特定無し
株式会社F a n t a G	沼津市本字千 本1912番地	ふぁんたGs	富士宮市東町1 8－6	令和8年 3月1日	就労選択支 援	特定無し
有限会社長友 鉄筋工業	下田市柿崎 1116番地の13	ユースタイル ケア 富士セ ンター	富士市高島町9 2 コーポラス 高島106号室	令和8年 3月1日	居宅介護、 重度訪問介護	特定無し
株式会社GR	静岡市清水区 蒲原四丁目15 番34号	レトリバー	富士市日乃出 町50	令和8年 3月1日	就労継続支 援B型	身体障害者、 知的障害者、 精神障害者、 難病等対象者

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社デジタルヘルス	東京都港区新橋三丁目11番1号	ダリアホーム御殿場	御殿場市新橋878-3	令和8年3月1日	共同生活援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者
株式会社デジタルヘルス	東京都港区新橋三丁目11番1号	ダリアホーム御殿場	御殿場市新橋878-3	令和8年3月1日	短期入所	身体障害者、知的障害者、精神障害者
株式会社MYNESS	駿東郡清水町堂庭296番地の12	MYNESS HOME	駿東郡長泉町下長窪138-3	令和8年3月1日	共同生活援助	特定無し
有限会社敏和東海	沼津市大岡306番地の15	ひかりのいえ	裾野市二ツ屋140番地1	令和8年3月1日	生活介護	特定無し

静岡県告示第159号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社すいみー保育園	三島市加屋町10番4号	ドルフィンキッズクラブ 伏見	駿東郡清水町伏見256-2	令和8年3月1日	児童発達支援	特定無し
合同会社L I N K	駿東郡長泉町南一色168番地の14	保育所等訪問支援B A S E	駿東郡長泉町南一色168番地の14	令和8年3月1日	保育所等訪問支援	特定無し
株式会社駿河	焼津市柳新屋747番地の1	子どもスポーツスクールするが第弐	藤枝市田沼一丁目20番14号	令和8年3月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し
株式会社みらい経営	藤枝市天王町三丁目8番34号	わくわく広場	藤枝市田沼2丁目15番9号	令和8年3月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し

静岡県告示第160号

興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可が失効したので次のとおり告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

番号	営業者の氏名	営業者の住所	営業施設名	営業施設の所在地	業種
1	常陸 忠	浜松市泉町	ファッションビデ オ フォーカス	磐田市中泉591－5	興行場
2	芦澤 誠	下田市吉佐美	ペンションエプロ ンおばさん	下田市吉佐美2165－10	旅館業
3	長沼 幸夫	賀茂郡南伊豆町下賀茂	犬遊館	賀茂郡南伊豆町下賀茂 604－2	旅館業
4	石井 勝江	伊東市富戸	民宿辰丸	伊東市富戸824－1 外	旅館業
5	有限会社ローズマ リー	伊東市富戸1099－15	ペンションローズ マリー	伊東市富戸1099－15	旅館業
6	工藤 光夫	伊東市八幡野	ホテルE MⅡ	伊東市八幡野1251－4	旅館業
7	矢後 芳香	駿東郡小山町須走下原	須走館	駿東郡小山町須走下原 18の12番地	旅館業
8	有限会社オレンジ リゾート御殿場	大阪市佳吉区我孫子 1 丁目 8 番30号エイデン ビル 2 階202号室	オレンジリゾート	駿東郡小山町須走498 －101	旅館業
9	有限会社清風荘	湖西市新居町新居3288 の105	清風荘	湖西市新居町新居2265 －3 他7筆	旅館業
10	有限会社景流苑	周智郡森町一宮6338－1	景流苑	周智郡森町一宮6338－ 1	旅館業
11	小杉 一郎	掛川市上西郷	小杉館	掛川市上西郷5076	旅館業
12	和田 正郎	下田市西本郷	下田温泉健康セン ター	下田市荒増35	公衆浴 場
13	山本 茂	下田市旧岡方村字大山 田	サウナサロン富士	下田市旧岡方村字大山 田532－ 1 小豆峠698－10	公衆浴 場
14	矢内 哲也	御殿場市新橋	御殿場ヘルスルー ム	御殿場市新橋424－ 1 番地	公衆浴 場

15	株式会社東名御殿 場カントリークラ ブ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目7-6	東名御殿場カント リークラブ	御殿場市神山丸嶽落合 1922-1番地	公衆浴 場
16	株式会社ヴィンテ ージカーズ	東京都港区白金1丁目 23番3号	健康センター乙女 の湯	御殿場市東田中1911- 9番地	公衆浴 場

静岡県告示第161号

温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第 1 項の許可が失効したので次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

静岡県知事 鈴木 康 友

番号	申請者の氏名	申請者の住所	利用施設名	利用施設の所在地
1	小杉 一郎	掛川市上西郷	小杉館	掛川市上西郷5076

静岡県告示第162号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
鷹野 伸也	磐田市	磐田市竜洋中島字太遠407番ほか186筆
株式会社丸八農園	袋井市	磐田市駒場字蟹新田1899番ほか34筆
平井 俊治	磐田市	磐田市駒場字三軒屋1783番ほか122筆
村山 高	静岡市	磐田市駒場字新田5969番 1ほか27筆
上堀 乃武一	磐田市	磐田市平間字南275番ほか192筆
藤原 隆	磐田市	磐田市岡字六貫野356番ほか 7 筆
上村 光太郎	磐田市	磐田市岡字藤木809番 1 ほか43筆
稲垣 敏光	袋井市	磐田市中平松字新田530番ほか21筆
株式会社市郎兵衛農園	磐田市	磐田市大中瀬字内デ128番ほか42筆
株式会社増田採種場	磐田市	磐田市駒場字新田5947番 3 ほか 2 筆
石川 昌義	磐田市	磐田市駒場字新田5956番ほか16筆
石川 量一	磐田市	磐田市駒場字駒場中503番ほか15筆
牧野 智次	磐田市	磐田市大中瀬字向井276番ほか16筆
鈴木 孝幸	磐田市	磐田市岡字新田655番 1 ほか 3 筆
株式会社農健	磐田市	磐田市小中瀬字村北41番ほか 7 筆
伊藤 武	磐田市	磐田市西平松字新田431番 1 ほか 4 筆
仲村 弘	磐田市	磐田市駒場字新田5939番 2 ほか 1 筆
株式会社大濱屋	磐田市	磐田市松本字居廻47番ほか 1 筆
宮崎 善哉	磐田市	磐田市竜洋中島字太遠415番ほか 2 筆
後藤 智一	磐田市	磐田市高木字中通470番の一部
内藤 弘武	磐田市	磐田市西平松字本田西1074番ほか 2 筆
早川 計彦	磐田市	磐田市西平松字本田西1000番ほか 2 筆
石川 良二	磐田市	磐田市竜洋稗原字村東285番の一部ほか 2 筆
大庭 安平	磐田市	磐田市高木字中通433番
伊藤 輝彦	磐田市	磐田市西平松字新田436番 1
浅井 宏男	磐田市	磐田市東小島字村裏11番ほか 9 筆
株式会社大彦	磐田市	磐田市南田字東178番ほか 1 筆

大石 真裕	磐田市	磐田市南田字東185番 1 ほか12筆
株式会社丸八農園	袋井市	磐田市塩新田字山王10番ほか 1 筆
増田 勇一	袋井市	磐田市豊浜字鳥山2716番ほか20筆
稲垣 敏光	袋井市	磐田市豊浜字遠沖959番ほか10筆
溝口 貴也	磐田市	磐田市豊浜字古荒1022番ほか19筆
株式会社農健	磐田市	磐田市大原字大立野2476番 1 ほか 9 筆
伊藤 大造	磐田市	磐田市豊浜字白浜4543番
大羽 時好	磐田市	磐田市大原字源三野2135番 1
株式会社市郎兵衛農園	磐田市	磐田市五十子字西本田583番ほか 3 筆
加藤 芳健	磐田市	磐田市下太字堀東331番ほか 1 筆
木本 和男	磐田市	磐田市蛭池字古川13番 1 ほか 3 筆
小室 マルシオ	掛川市	菊川市河東字宮田63番ほか22筆
株式会社やさいの樹	菊川市	菊川市耳川字村前209番ほか 1 筆
株式会社ソイルパッション	菊川市	菊川市和田字天白700番 1 ほか 8 筆
株式会社堀川園	菊川市	菊川市中内田字入切5905番 7 ほか 3 筆
小田 行博	菊川市	菊川市和田字深田213番
赤堀 明孝	菊川市	菊川市赤土字赤土原2291番 1
鈴木 利紀	菊川市	菊川市東横地字奈良淵144番ほか 9 筆
鈴木 龍司	菊川市	菊川市東横地字一丁田814番の一部ほか 2 筆
鈴木 公美	菊川市	菊川市丹野字橋戸471番 1 ほか 1 筆
曾根 誠	菊川市	菊川市牧之原字宇津梨2747番111ほか 1 筆
水野 明	菊川市	菊川市牧之原字宇津梨206番
有限会社丸東製茶	島田市	菊川市牧之原字宇津梨98番ほか27筆
福島 敏夫	菊川市	菊川市小沢字白切沢117番70
鈴木 春隆	菊川市	菊川市東横地字中上3793番12ほか 4 筆
株式会社おがさ	菊川市	菊川市高橋字坊之谷3132番
植田 康弘	菊川市	菊川市丹野字奥原974番10ほか 2 筆
鈴木 素弘	菊川市	菊川市下平川字羽上297番ほか 5 筆
鈴木 博	菊川市	菊川市牧之原字宇津梨145番 1
土屋 力	下田市	下田市椎原字荻野105番 1 ほか 4 筆
M s カンパニー合同会社	富士市	富士市久沢字浅ケ久保1031番ほか30筆
大石 浩和	牧之原市	牧之原市静谷字葛葉ケ谷2028番 7 ほか10筆
北原 由一	菊川市	牧之原市布引原字四の耕地341番 1 ほか 3 筆
久保嶋 庄司	牧之原市	牧之原市片浜字中原1673番 3
紅林 健司	牧之原市	牧之原市大江字雨垂366番 2 ほか 1 筆

黒田 始	牧之原市	牧之原市東萩間字森下159番
小塚 恵美	御前崎市	牧之原市堀野新田字蛇喰345番 2 ほか 1 筆
小塚 貞夫	牧之原市	牧之原市落居字上内前421番 1 ほか 1 筆
鈴木 東平	牧之原市	牧之原市鬼女新田字久保131番 1
鈴木 保晴	牧之原市	牧之原市勝間字道の下1901番
鈴木 吉光	牧之原市	牧之原市静谷字釜ヶ沢2634番13ほか 1 筆
須藤 康則	牧之原市	牧之原市坂部字ナルコ原1861番 1 ほか 1 筆
名波 一也	牧之原市	牧之原市鬼女新田字片平608番
福代 勇希	牧之原市	牧之原市細江字中ノ坪2722番 1 ほか 1 筆
水野 吉治	牧之原市	牧之原市東萩間字荒川1966番17
有限会社イリヤマタ名波製茶	牧之原市	牧之原市鬼女新田字久保84番 1
横山 敏広	牧之原市	牧之原市大寄字部ヶ谷887番
飯塚 隆	牧之原市	牧之原市静谷字登丁防2399番10ほか 1 筆
望月 喜一郎	牧之原市	牧之原市細江字児原4986番
有限会社ヤマセン	牧之原市	牧之原市片浜字石畑392番ほか 2 筆
有限会社アグリ開発	島田市	牧之原市蛭ヶ谷字入道ヶ谷323番 2 ほか 3 筆
坂下 勇司	牧之原市	牧之原市大江字奥原2359番
大塚 咲枝	牧之原市	牧之原市静波字白髯3583番
大石 典正	牧之原市	牧之原市細江字児原5005番
梅原 利浩	焼津市	焼津市越後島字越後島180番
八木 栄幸	焼津市	焼津市小川字向新田918番 2 ほか 4 筆
岩本 哲至	焼津市	焼津市利右衛門字六軒屋1842番 1 の一部ほか 2 筆
高熊 康央	焼津市	焼津市上新田字東626番 1
株式会社T・プランツ	焼津市	焼津市藤守字前田396番
増田 勝正	焼津市	焼津市下小杉字的場252番 1
杉村 剛志	島田市	島田市阪本字森下4066番 1
株式会社ハラダ製茶農園	島田市	島田市横岡新田字宮下67番 1 の一部
大塚 淳一	島田市	島田市阪本字大前1014番 1 ほか 7 筆
伊藤 弘昭	島田市	島田市神座字明治新田2157番11の一部ほか 2 筆
孕石 育利	島田市	島田市大代字西ノ谷451番 1 ほか 2 筆
井村 浩幸	島田市	島田市菊川字原395番
川本 活三	島田市	島田市相賀字奥皆戸1027番19ほか10筆
櫻井 和好	島田市	島田市岸町1335番
宮内 豊	島田市	島田市落合西73番
株式会社ふじえだferme	牧之原市	島田市阪本字東河原1206番 5 ほか 2 筆

大塚 義尚	島田市	島田市阪本字沼伏原4916番 7 ほか 1 筆
杉山 一栄	島田市	島田市大代字影島151番
戸田 善博	湖西市	湖西市新所字西大谷6420番の一部

静岡県告示第163号

卸売市場法第14条の規定において準用する同法第6条の規定により、次のとおり地方卸売市場の変更を認定をしたので、同法第13条第6項の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

開設者の名称	開設者の住所	市場の名称	市場の位置	取扱品目	備 考
浜松市	浜松市中央区 元城町103番地 の2	浜松市食肉地 方卸売市場	浜松市中央区上 西町986番地	肉類及びそ の加工品	認定番号第301号 認定年月日 令和8年3月16日

静岡県告示第164号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前				改正後			
別表（略）				別表（略）			
番号	事業等	補助事業		番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率（額）			採択基準	補助率（額）
(略)				(略)			
11	ため池等整備事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）の第2の1の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4（用排水施設等整備事業に係る運用）の第2の3の(1)若しくは(2)、同要	(略)	11	ため池等整備事業	次のいずれかに該当するもの (1) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別表1の事業区分1に掲げる用排水施設等整備のうち、同要領要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）の第2の1の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4（用排水施設等整備事業に係る運用）の第2の3の(1)若しくは(2)、同要	(略)

		領要領別紙 7 （農業用河川 工作物等応急 対策事業に係 る運用）第 2 の 1 <u>又は同要</u> 領要領別紙 17 （防災重点農 業用ため池緊 急整備事業に 係る運用）第 2 の 1 に掲げ る事業内容に 係るもの (2) （略）				領要領別紙 7 （農業用河川 工作物等応急 対策事業に係 る運用）第 2 の 1 <u>同要領</u> 要 領 別 紙 17 （防災重点農 業用ため池緊 急整備事業に 係る運用）第 2 の 1 <u>若しく</u> <u>は 2 又は同要</u> <u>領要領別紙 18</u> <u>（ため池洪水</u> <u>調節機能強化</u> <u>事業に係る運</u> <u>用）第 2 の 1</u> <u>から 3 に掲げ</u> る事業内容に 係るもの (2) （略）		
(略)				(略)				
27	震災対策 農業水利 施設整備 事業	次のいずれかに 該当するもの (1) （略） (2) 農村地域防 災減災事業実 施要綱別表 1 の区分Ⅱに掲 げる整備事業 のうち、農村 地域防災減災 事業実施要領 要 領 別 紙 3 （ため池整備	(略)	27	震災対策 農業水利 施設整備 事業	次のいずれかに 該当するもの (1) （略） (2) 農村地域防 災減災事業実 施要綱別表 1 の区分Ⅱに掲 げる整備事業 のうち、農村 地域防災減災 事業実施要領 要 領 別 紙 3 （ため池整備	(略)	

			事業に係る運用)の第2の3の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の5の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の4、同要領要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の3又は同要領要領別紙17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)第2の3に掲げる事業内容に係るもの					事業に係る運用)の第2の3の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の5の(1)若しくは(2)、同要領要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の4、同要領要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の3、同要領要領別紙17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)第2の3又は同要領要領別紙18 <u>(ため池洪水調節機能強化事業に係る運用)第2の4に掲げる事業内容に係るもの</u>				
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		(3) 農村地域防 災減災事業実 施要領要領別 表 1 の事業区 分 1 に掲げる 用排水施設等 整備のうち、 同要領要領別 紙 3（ため池 整備事業に係 る運用）の第 2 の 1 の(i) <u>、</u> 同要領要領別 紙 6（地域防 災機能増進事 業に係る運用）の第 2 の 2 <u>又は同要領</u> <u>要領別紙 17</u> <u>（防災重点農</u> <u>業用ため池緊</u> <u>急整備事業に</u> <u>係る運用）第</u> <u>2 の 3 に掲げ</u> る事業内容に 係るもの				(3) 農村地域防 災減災事業実 施要領要領別 表 1 の事業区 分 1 に掲げる 用排水施設等 整備のうち、 同要領要領別 紙 3（ため池 整備事業に係 る運用）の第 2 の 1 の(i) <u>又</u> <u>は同要領要領</u> <u>別紙 6（地域</u> <u>防災機能増進</u> <u>事業に係る運</u> <u>用）の第 2 の</u> <u>2 に掲げる事</u> 業内容に係る もの		
	(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。
- この告示の施行前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当する規定により取り扱ったものとみなす。

静岡県告示第165号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

別表24の項中

「

(4) 民間事業者による苗木増産の支援	市町、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	知事が別に定める金額以内とする。		1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更
---------------------	---	-----------------	------------------	--	----------------------------

を

」

「

(4) 民間事業者による苗木増産の支援	市町、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事が認める団体等が事業細目	コンテナ苗生産基盤施設等の整備	知事が別に定める金額以内とする。		1 事業細目の新設又は廃止 2 施行箇所の変更
---------------------	---	-----------------	------------------	--	----------------------------

に改め

	の欄に掲げる事業 を行うのに要する 経費				
(5) 花粉の少 ない森林へ の転換促進	林業経営体及び森 林所有者が事業細 目の欄に掲げる事 業を行うのに要す る経費	花粉の少ない森林への転 換活動	知事が別に定める 金額以内とする。		事業細目の 新設又は廃 止

る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年度補正予算分の補助金から適用する。

静岡県告示第166号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 保安林予定森林の所在場所

御殿場市二子字二子山723の79（次の図に示す部分に限る。）、723の82、723の85・723の87・723の103（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二子山723の79・723の82・723の85・723の87（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、723の103

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、東部農林事務所及び御殿場市役所に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第167号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区横沢字シトブ462の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第168号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

41.7トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分		配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等		25.0トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（4月から7月まで）	7.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（8月から11月まで）	4.6トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）		13.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業		8.3トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（4月から7月まで）	4.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（8月から11月まで）	3.0トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）		0.5トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

48.1トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分		配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等		29.3トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （周年）		19.3トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）		9.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業）（周年）		0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業		9.2トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

静岡県告示第169号

県道の路線の認定に関する告示（昭和30年静岡県告示第258号の4）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表49の項中「浜松市北区細江町」を「浜松市浜名区細江町」に、「浜松市西区舞阪町」を「浜松市中央区舞阪町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第170号

県道の路線の認定に関する告示（昭和35年静岡県告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表261の項中「浜松市北区細江町」を「浜松市浜名区細江町」に改め、表316の項中「浜松市西区舞阪町」を「浜松市中央区舞阪町」に改め、表315の項中「浜松市南区西島町」を「浜松市中央区西島町」に改め、表45の項中「浜松市東区」を「浜松市中央区」に改め、表313の項中「浜松市東区笠井町」を「浜松市中央区笠井町」に、「浜松市南区飯田町」を「浜松市中央区飯田町」に改め、表314の項中「浜松市東区中野町」を「浜松市中央区中野町」に、「浜松市東区市野町」を「浜松市中央区市野町」に改め、表311の項中「浜松市浜北区小松」を「浜松市浜名区小松」に、「浜松市東区笠井町」を「浜松市中央区笠井町」に改め、表304の項中「浜松市浜北区根堅」を「浜松市浜名区根堅」に改め、表299の項中「浜松市北区引佐町渋川」を「浜松市浜名区引佐町渋川」に改め、表62の項中「浜松市中区」を「浜松市中央区菅原町」に、「浜松市西区雄踏町」を「浜松市中央区雄踏町」に改め、表326の項中「浜松市西区入野町」を「浜松市中央区入野町」に改め、表48の項中「浜松市西区舘山寺町」を「浜松市中央区舘山寺町」に、「浜松市中区鹿谷町」を「浜松市中央区鹿谷町」に改め、表325の項中「浜松市西区雄踏町宇布見」を「浜松市中央区雄踏町宇布見」に、「浜松市中区」を「浜松市中央区城北三丁目」に改め、表327の項中「浜松市南区高塚町」を「浜松市中央区高塚町」に改め、表317の項中「浜松市南区米津町」を「浜松市中央区米津町」に、「浜松市南区東若林町」を「浜松市中央区東若林町」に改め、表319の項中「浜松市西区村櫛町」を「浜松市中央区村櫛町」に、「浜松市北区三方原町」を「浜松市中央区三方原町」に改め、表303の項中「浜松市北区引佐町」を「浜松市浜名区引佐町」に改め、表306の項中「浜松市北区細江町気賀」を「浜松市浜名区細江町気賀」に改め、表308の項中「浜松市北区三ヶ日町」を「浜松市浜名区三ヶ日町」に改め、表321の項中「浜松市中区住吉三丁目」を「浜松市中央区住吉三丁目」に改め、表328の項中「浜松市西区馬郡町」を「浜松市中央区馬郡町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第171号

県道の路線の認定に関する告示（昭和36年静岡県告示第253号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表312の項中「浜松市東区中野町」を「浜松市中央区中野町」に、「浜松市東区子安町」を「浜松市中央区子安町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第172号

県道の路線の認定に関する告示（昭和44年静岡県告示第689号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表305の項中「浜松市西区和地町」を「浜松市中央区和地町」に改め、表318の項中「浜松市北区都田町」を「浜松市浜名区都田町」に、「浜松市北区根洗町」を「浜松市中央区根洗町」に改め、表320の項中「浜松市北区引佐町」を「浜松市浜名区引佐町」に、「浜松市西区舘山寺町」を「浜松市中央区舘山寺町」に改め、表323の項中「浜松市西区舘山寺町」を「浜松市中央区舘山寺町」に、「浜松市西区舞阪町弁天島」を「浜松市中央区舞阪町弁天島」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第173号

県道の路線の認定に関する告示（昭和46年静岡県告示第621号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表344の項中「浜松市南区河輪町」を「浜松市中央区河輪町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第174号

県道の路線の認定に関する告示（昭和47年静岡県告示第223号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表47の項中「浜松市北区引佐町」を「浜松市浜名区引佐町」に改め、表298の項中「浜松市北区引佐町渋川」を「浜松市浜名区引佐町渋川」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第175号

県道の路線の認定に関する告示（昭和47年静岡県告示第840号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表310の項中「浜松市北区三ヶ日町下尾奈」を「浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈」に、「浜松市北区三ヶ日町佐久米」を「浜松市浜名区三ヶ日町佐久米」に改め、表359の項中「浜松市北区引佐町田沢」を「浜松市浜名区引佐町田沢」に改め、表65の項中「浜松市西区坪井町」を「浜松市中央区坪井町」に、「浜松市東区安新町」を「浜松市中央区安新町」に改め、表363の項中「浜松市浜北区高藷」を「浜松市浜名区高藷」に、「浜松市浜北区貴布祢」を「浜松市浜名区貴布祢」に改め、表364の項中「浜松市西区湖東町」を「浜松市中央区湖東町」に、「浜松市中区和合町」を「浜松市中央区和合町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第176号

県道の路線の認定に関する告示（昭和49年静岡県告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表368の項中「浜松市西区湖東町」を「浜松市中央区湖東町」に、「浜松市西区舘山寺町」を「浜松市中央区舘山寺町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第177号

県道の路線の認定に関する告示（昭和50年静岡県告示第802号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表378の項中「浜松市北区三ヶ日町三ヶ日」を「浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日」に、「浜松市北区三ヶ日町瀬戸」を「浜松市浜名区三ヶ日町瀬戸」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第178号

県道の路線の認定に関する告示（昭和52年静岡県告示第89号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表61の項中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第179号

県道の路線の認定に関する告示（昭和53年静岡県告示第1073号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表379の項中「浜松市北区三ヶ日町三ヶ日」を「浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日」に、「浜松市西区村櫛町」を「浜松市中央区村櫛町」に、「浜松市北区細江町気賀」を「浜松市浜名区細江町気賀」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第180号

県道の路線の認定に関する告示（昭和57年静岡県告示第1044号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表68の項中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区宮口」に、「浜松市北区三ヶ日町」を「浜松市浜名区三ヶ日町」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第181号

県道の路線の認定に関する告示（昭和58年静岡県告示第318号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表391の項中「浜松市北区細江町」を「浜松市浜名区細江町」に、「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区貴布祢」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

=====

静岡県告示第182号

県道の路線の認定に関する告示（平成6年静岡県告示第312号の2）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

表85の項中「浜松市北区三ヶ日町都筑」を「浜松市浜名区三ヶ日町都筑」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

静岡県告示第183号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	掛川川根線	掛川市上西郷字滝ノ谷4598番 の19から 掛川市上西郷字滝ノ谷8053番 の2まで	前	14.7～41.7	52.8
			後	14.7～24.3	52.8

静岡県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路として指定したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	歩行者利便増進道路として指定する区間	図面縦覧場所
県道	沼津停車場東沢田線	沼津市大手町一丁目106番から 沼津市大手町一丁目107番まで	沼津土木事務所
県道	藤枝停車場線	藤枝市駅前一丁目6番の25地内	島田土木事務所

2 歩行者利便増進道路として指定する期日

令和8年3月27日

静岡県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第4号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年3月27日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	利 便 増 進 誘 導 区 域 として 指 定 する 区 間	図 面 縦 覧 場 所
県道	沼津停車場東沢田 線	沼津市大手町一丁目106番から 沼津市大手町一丁目107番まで	沼津土木事務所

2 利便増進誘導区域として指定する期日

令和8年3月27日

静岡県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、掛川市において平成28年3月29日付け県公報第2778号告示第441号及び平成24年3月30日付け県公報第2369号告示第317号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定を解除する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

上張矢崎土砂災害警戒区域 上張矢崎土砂災害特別警戒区域
満水長谷川C土砂災害警戒区域 満水長谷川C土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

上張矢崎土砂災害警戒区域 上張矢崎土砂災害特別警戒区域
満水長谷川C土砂災害警戒区域 満水長谷川C土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所土木防災課に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画道路 3・4・20号 富士停車場厚原線
3・6・49号 富士駅伝法線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

静岡県告示第189号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1の「静岡県立静岡視覚特別支援学校」を「静岡県立するが視覚総合特別支援学校」に改める。

2(1)の表中株式会社静岡銀行のうち熱海支店の項種別の欄「公金収納取りまとめ店」を「公金収納店」に、富士中央支店の項種別の欄「公金収納取りまとめ店」を「公金収納店」に改める。

2(2)の表中スルガ銀行株式会社のうち三島支店の項種別の欄「公金収納取りまとめ店」を「公金収納店」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、株式会社静岡銀行に係る改正規定は、公示の日から施行し令和8年3月9日から適用し、スルガ銀行株式会社に係る改正規定は、公示の日から施行し令和8年1月5日から適用する。

令和８年度において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年静岡県規則第74号）第２条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年３月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

第１ 令和９年３月31日以前において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等

１ 調達する役務の種類

システム分析業務、システム開発業務、システム運用・管理業務、ネットワーク関連業務、インターネット関連業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務

２ 申請の方法

(1) 申請の時期

随時

(2) 申請に対する照会先及び受付場所

郵便番号 420－8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県企画部電子県庁課

電話番号 054－221－2085

(3) 申請書の入手方法

「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の入手方法は、静岡県ホームページからのダウンロードとする。

(4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、電子県庁課に提出すること。

ア 知事が別に定める営業概要書

イ 知事が別に定める委任状

ウ 知事が別に定める使用印鑑届

エ 知事が別に定める誓約書

オ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の控えの写し）

カ 法人にあっては法務局が発行する登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書及び印鑑登録証明書

キ 最近１年間の滞納のないことを証する納税証明書（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税）

ク 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、それらを受けていることを証する書類の写し

ケ その他知事が指示する書類

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概要書、使用印鑑届、委任状、貸借対照表及び損益計算書は、日本語で作成するこ

と。

なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納管理事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争入札参加資格を申請できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者
- (3) 営業年数が2年以上ない者
- (4) 都道府県税及び消費税・地方消費税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 競争入札参加資格及び審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 営業年数
- (2) 技術者数
- (3) 業務実績
- (4) データ保護対策

5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格を認定された日から令和9年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新は、次の定期審査において行うものとする。

定期審査の受付期間は、令和8年10月1日から令和8年10月30日までとする。

第2 令和9年4月1日以降において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の

参加資格を得ようとする者の申請方法等

1 調達する役務の種類

システム分析業務、システム開発業務、システム運用・管理業務、ネットワーク関連業務、インターネット関連業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務

2 申請の方法

(1) 申請の時期

ア 定期審査

令和8年10月1日から令和8年10月30日まで

イ 追加の資格審査

令和9年4月1日以降 随時

(2) 申請に対する照会先及び受付場所

郵便番号 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画部電子県庁課

電話番号 054-221-2085

(3) 申請書の入手方法

「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の入手方法は、静岡県ホームページからのダウンロードとする。

(4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、企画部電子県庁課に提出すること。

ア 知事が別に定める営業概要書

イ 知事が別に定める委任状

ウ 知事が別に定める使用印鑑届

エ 知事が別に定める誓約書

オ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の控えの写し）

カ 法人にあっては法務局が発行する登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書及び印鑑登録証明書

キ 最近1年間の滞納のないことを証する納税証明書（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税）

ク 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、それらを受けていることを証する書類の写し

ケ その他知事が指示する書類

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概要書、使用印鑑届、委任状、貸借対照表及び損益計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納管理事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定

する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争入札参加資格を申請できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者
- (3) 営業年数が2年以上ない者
- (4) 都道府県税及び消費税・地方消費税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 競争入札参加資格及び審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 営業年数
- (2) 技術者数
- (3) 業務実績
- (4) データ保護対策

5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新は、令和12年度の定期審査において行うものとする。

下記の業務について、企画提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度静岡県医療費助成受給者管理システム再構築業務委託

(2) 業務内容

静岡県医療費助成受給者管理システム再構築業務委託仕様書で定める内容であること。

(3) 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

2 契約限度額

64,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて認められた者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の日までの期間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用許諾を取得していること。
- (6) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づくISMS認証を取得していること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(8) 共同企業体（ジョイントベンチャー）は、以下の条件を満たしていること。

ア 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 全ての構成員が(1)から(7)の条件を満たすこと。

ウ 令和8年度医療費助成受給者管理システム再構築業務委託に係る共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は自主結成とする。

エ 本件業務における他の参加者とともに本件業務を実施することを予定している者でないこと。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

電話番号 054-221-3393

FAX番号 054-251-7188

電子メールアドレス shippei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 提案競技実施要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和8年5月7日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記(1)に掲げる機関にて無料で配布する。

電子メールによるPDF形式での配布を希望する者は、電子メールアドレスあて連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時

イ 提出方法

上記(1)あて持参又は郵送とする。電子メールによる提出は認めない。

(4) 企画提案書の提出期限及び提出方法

令和8年5月11日（月）正午までに実施要領により指定する方法により提出すること。

(5) プレゼンテーション

ア 実施日 令和8年5月12日（火）

イ 実施時間、実施方法 別途通知する。

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は一切返却しない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他詳細は実施要領及び仕様書による。

7 Summary

- (1) Services required:
Reconstruction of a Medical expense recipient management system.
- (2) The term of a contract:
From contract date to 31 March, 2027
- (3) Time-limit to express interests:
17:00 7 May, 2026
- (4) The date of presentation:
12 May, 2026
- (5) Contact:
Disease Control Division, Medical Services Bureau, Health and Welfare Department,
Shizuoka Prefectural Government
9-6 Ohte-machi, Aoi-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan
Tel 054-221-3393

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和8年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 試験実施日

令和8年11月8日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験会場

静岡県立大学（静岡市駿河区谷田52－1）

3 試験科目

- (1) 食文化概論
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 栄養学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

4 受験資格

学歴及び調理業務従事歴が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学歴

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者
- イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者
- エ 厚生省令で定めるところにより、前記イ及びウに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 調理業務従事歴

次の施設又は営業で、出願日までに2年以上調理業務に従事した者

- ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
- イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第4号、第25号又は第26号に掲げる営業
飲食店営業（ただし、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）
魚介類販売業
そうざい製造業
複合型そうざい製造業
- ウ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号又は第32号に掲げる営業
飲食店営業（ただし、「自動販売機」を除く。）
魚介類販売業（ただし、「行商」、「魚介類販売業（自動車）」及び「魚介類販売業（包装魚介

類)」を除く。)

そうざい製造業

5 受験願書等必要書類

- (1) 調理師試験受験願書
- (2) 調理業務従事証明書
- (3) 令和8年度調理師試験出願者入力原票、令和8年度調理師試験整理票
- (4) 写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル出願前6か月以内のもの）
- (5) 調理業務従事証明者の印鑑登録証明書

6 受験案内等の配布

配布保健所	所在地
賀茂保健所	下田市中531－1
熱海保健所	熱海市水口町13－15
東部保健所	沼津市高島本町1－3
東部保健所修善寺支所	伊豆市小立野66－1
御殿場保健所	御殿場市竈1113
富士保健所	富士市本市場441－1
中部保健所	藤枝市瀬戸新屋362－1
中部保健所榛原分庁舎	牧之原市静波447－1
西部保健所	磐田市見付3599－4
西部保健所掛川支所	掛川市金城93
西部保健所浜名分庁舎	湖西市古見1044
静岡市保健所	静岡市葵区城東町24－1
静岡市保健所清水支所	静岡市清水区旭町6－8
浜松市保健所	浜松市中央区鴨江2－11－2
浜松市保健所浜北支所	浜松市浜名区貴布祢3000

7 試験手数料 6,400円（静岡県収入証紙）

8 受験願書の受付期間

令和8年7月6日（月）から7月10日（金）まで

9 受験願書の受付場所

保健所、保健所支所及び保健所分庁舎

10 合格者の発表

令和8年12月17日（木）正午に各保健所、保健所支所、保健所分庁舎において、合格者の受験番号を掲示する。また、当日中に静岡県ホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp>）に掲載する。電話、メール等による照会には応じない。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第6項の規定に基づき、令和8年度の献血の推進に関する計画を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

令和8年度静岡県献血推進計画

第1 はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき定める令和8年度の献血の推進に関する計画であり、同法第9条第1項に規定された血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）等に基づくものです。

第2 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量

1 献血により確保すべき血液量

本県において、令和8年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤14,032リットル、血漿製剤6,336リットル、血小板製剤4,175リットルです。

東海北陸ブロック7県では、広域的な需給管理のもと必要な血液（血漿分画製剤の原料となる血漿を含む）を確保することとしており、本県においては、令和8年度は、全血採血により36,289リットル及び成分採血により22,781リットル（血小板採血5,793リットル及び血漿採血16,988リットル）の計59,070リットルの血液を献血により確保する必要があります。

区 分	全血献血	成分献血			合 計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小 計	
血液量	36,289L	5,793L	16,988L	22,781L	59,070L

2 献血者確保目標人数

59,070リットルの血液量を確保するための、献血者確保目標を143,000人とします。（令和7年度より2,000人増加）

(1) 献血の種類別

献血の種類	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL献血	329L	3,500人
400mL献血	35,960L	97,500人
成分献血	22,781L	42,000人
計	59,070L	143,000人

(2) 地域別

地 域	献血可能人口 (16～69歳人口 R6. 10. 1)	確保目標人数	対献血可能 人口比
東 部	692, 137人	48, 135人	7. 0%
中 部	688, 321人	47, 020人	6. 8%
西 部	810, 148人	47, 845人	5. 9%
計	2, 190, 606人	143, 000人	6. 4%

※将来の献血基盤となる高校生の200mL献血は、継続して推進し、200mL献血の半数を占める20～60歳の献血者について、400mL献血・成分献血への移行を促します。

(3) 市町別

別表のとおり

第3 目標量を確保するために必要な措置

第2に掲げる目標量を確保し、また、将来にわたり献血者を確保するために、県、市町及び採血事業者などの関係機関が密接な連携のもと次の事項を実施し、県民の献血への理解と協力を図ります。

特に、今後、輸血用血液製剤の需要は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者が増加するものの医療技術の進歩等により、僅かに減少傾向が見込まれていますが、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の需要は、増加傾向にあります。今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が推定されていることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした対策を実施します。

1 新興・再興感染症対策の実施

採血事業者は、新型コロナウイルス感染症に端を発した新しい生活様式への変化に対応するため、引き続き安心・安全な献血環境の保持と献血者の感染防止を図るとともに、安定的な献血血液の確保に資するため、献血We b会員サービス「ラブラッド」による献血予約を推進します。

加えて、より広い世代へ献血の重要性を発信するためSNS等を活用した啓発や広報をおこない、採血事業者は県及び市町と連携して献血への協力を呼び掛けます。

2 若年層対策の実施

(1) 「アボちゃんサポーター」事業の実施

県は、高校生の献血ボランティアを「アボちゃんサポーター」として委嘱し、地域、学域等における献血広報や啓発活動への参画を通じ、将来の献血を支える若年層の献血意識の高揚を図ります。

(2) 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援

県及び採血事業者は、大学等（大学や専門学校）の協力を得て、献血推進活動の担い手となる大学生等献血ボランティアを育成し、主に若年層を対象に行う献血推進キャンペーン等の啓発活動を支援します。

(3) 献血セミナーの推進

県及び採血事業者は、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」を大学等や高等学校に取り入れてもらえるよう、オンラインでの実施や映像資材等の提供を含め積極的に情報提供し、献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。

また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、「ラブラッド」への登録を働きかけます。

(4) 献血未実施校に対する戸別訪問の実施

県及び採血事業者は、学内献血を実施していない大学等（特に専門学校）や高等学校を個々に訪問し、前項の「献血セミナー」を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、学内献血の実施に向けた働き掛けを行い、学内献血を実施する大学等及び高等学校数の増加に努めます。

(5) 高校生及び10歳代への2回目以降の献血協力の推進

採血事業者は、過去に献血を行ったことのある高校生や10歳代に対し、献血への協力を積極的に呼び掛け、複数回の献血経験を持つ若年層の増加に努めます。

(6) 小学生、中学生を対象とした対策

将来の献血協力に向けた啓発のため、採血事業者は、県や献血推進団体等と協力し、小学生や中学生に対して献血会場及び血液センター等において体験学習を積極的に実施します。

3 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策

次世代の献血者の育成に向けて、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要です。このため、採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を利用した啓発を行います。

4 企業等への献血推進対策の実施

県及び採血事業者は、献血に協力する企業や団体に対し、献血への一層の理解と協力を求めるため、定期的に献血に関する情報等を提供するとともに、献血サポーター制度（献血活動に参加・協賛する企業にロゴマークを発行する制度）の周知を図り、参加企業・団体の増加に努めます。

企業や団体に対し、献血者の現状を説明し理解を求め、特に、若年層及び30～40歳代の献血促進について協力を求めます。

また、これまで献血活動に参加していない企業や団体に対し、献血への協力を呼び掛けるなど、積極的な献血推進活動を行います。

5 複数回献血者対策の実施

採血事業者は、同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることを広く周知します。

さらに、事前予約・事前WEB問診もできる「ラブラッド」への登録を献血会場等で推進し、複数回献血協力を積極的に呼びかけます。

県は、各種広報媒体を活用して「ラブラッド」への登録を呼び掛け、献血者の安定的な確保に努めます。

また、採血事業者は、特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対して「2 若年層対策の実施」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図り、数

年間献血をしていない若年層及び30～40歳代の献血経験者に対し、積極的に献血への協力を呼び掛けます。

6 献血推進のための啓発、広報等の実施

(1) 広報の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間（7月）及び「はたちの献血」キャンペーン期間（1～2月）を中心にラジオ、広報紙、インターネット、ポスター等の各種広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発、献血への協力を呼び掛けます。特に若年層に対しては、SNS等のソーシャルメディアを活用します。併せて県は、市町に住民向けの啓発、広報の実施を呼び掛けます。

また、県は、献血者が減少するおそれのある場合には、各種広報手段を活用し、県民に献血への協力を呼び掛けます。

(2) 献血推進活動の実施

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間及び「はたちの献血」キャンペーン期間のほか、血液の供給状況や献血者の確保状況に応じて献血推進キャンペーンを実施し、各市町や関係機関の協力を得て、アボちゃんサポーターや大学生等献血ボランティアを活用して、地域住民への献血啓発活動を行います。

なお、採血事業者は、県、市町等の協力を得て、普及啓発資材を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知します。

(3) パンフレット等による啓発

県は、啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」を作成し、献血キャンペーンや各種イベント等で配布するほか、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、広く県民に対し、献血に関する情報の提供に努めます。

また、採血事業者も独自に作成したパンフレット等を活用して、献血についての啓発に努めます。

7 静岡県献血推進大会の開催

県及び採血事業者は、「愛の血液助け合い運動」月間行事の一つとして「静岡県献血推進大会」を開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、日頃献血推進に積極的に協力し、貢献した個人や団体に知事褒賞等の贈呈を行います。

また、高校生が大会に関わる機会を設けることで若年層への献血意識の普及を図ります。

8 静岡県献血推進協議会の開催

県は、献血に対する県民の理解と協力の下に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を推進するため、献血協力団体等の代表者21人の委員で構成する静岡県献血推進協議会を開催します。

協議会では、県献血推進計画の策定のほか、献血に関する各種施策等について協議します。

9 職場における献血の推進

県及び市町は、県庁、市役所及び町役場等の公共施設を会場とした移動採血車による献血を定期的に実施するなど、献血に積極的に協力します。

また、他の官公庁、企業、医療関係団体等に、ボランティア活動である献血への協力を呼び掛けるとともに、献血のための休暇取得を容易にするなど、献血しやすい職場づくりへの配慮を呼びかけます。

10 採血所の環境整備

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な対応をすることに特に留意し、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力を繋がるよう配慮します。

また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努めます。

さらに、子育て中においても安心して献血できるよう、託児等に関する環境の整備に努めます。

加えて、初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

なお、献血者の個人情報保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施します。

(2) 献血者の利便性の向上

採血事業者は、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、地域の実情に応じて、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた集団献血の実施による献血機会の提供に努めます。

また、採血事業者は、移動採血車による献血を含め、「ラブラッド」や電話による事前予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に努めます。

第4 その他献血の推進に関する重要事項

1 市町献血担当部署との連携

県及び採血事業者は、市町における献血場所及び献血者の確保等、献血推進の施策が円滑に行われるようにするため、市町献血担当部署との連絡調整等、連携に努めます。

2 献血受入れ計画の策定

県は、市町及び採血事業者と連携して、各市町における献血の年間計画を策定し、効率的な献血の実施に努めます。

3 血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。

また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施し、献血者の健康管理をサポートします。

4 検査目的の献血の防止

県及び採血事業者は、H I V等感染症の検査を目的とした献血が行われていることが指摘されていることを踏まえ、安全な血液製剤を確保するため、関係機関と協力して、検査目的での献血防止のための啓発に努めます。

5 献血における問診の徹底

採血事業者は、献血者の安全と、輸血を受ける人の安全の両方を守るため、献血における本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保に努めます。

また、県及び採血事業者は、本人確認や問診の重要性についての啓発に努めます。

6 献血者の意思を尊重した採血の実施

採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分には200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血があること、採血基準を満たしていればいずれの採血でも安全であることを十分に説明し、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定します。

なお、将来の献血基盤の確保という観点においては、若年層における献血体験が非常に重要であることから、県及び採血事業者は、高校生等の献血において、400ミリリットル全血献血に不安がある場合には200ミリリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらうよう努めます。

7 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び採血事業者は、血液製剤の不足等による危機的な状況を未然に回避するため、特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、連携して広報等を行い、献血者を確保して緊急時に対応します。

8 災害時等における献血の確保

県及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、市町等と連携して、様々な広報手段を用いて、需要に見合った献血の確保を行います。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮します。

採血事業者は、複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保等を含む広域的な需給調整等の手順を定めることにより、災害時等における献血受入体制を構築し、県及び市町は、採血事業者の取組を支援します。

なお、県及び市町は、静岡県医療救護計画に基づき災害時等に輸血用血液製剤が医療現場に円滑に供給されるよう、定期的に採血事業者と連携した防災訓練を実施します。

9 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れ実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行います。

別表(1／3)

令和8年度市町別献血者確保目標

東部地区

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献 血 者 確 保 目 標 人 数 (採 血 計 画 本 数)					計画日数		夜間人口比 人口比(%)	昼間人口比 人口比(%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献血	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
下田市	20,183	20,917	10,291	15	255	0	270	525	5	0	1.3%	1.3%	2.6%
東伊豆町	11,488	11,159	5,673	2	100	0	102	202	2	0	0.9%	0.9%	1.6%
河津町	6,870	6,485	3,380	2	80	0	82	162	2	0	1.2%	1.3%	2.4%
南伊豆町	7,877	7,500	3,550	2	90	0	92	182	2	0	1.2%	1.2%	2.6%
松崎町	6,038	5,675	2,719	2	65	0	67	132	2	0	1.1%	1.2%	2.5%
西伊豆町	7,090	7,000	3,034	2	80	0	82	162	2	0	1.2%	1.1%	2.7%
熱海市	34,208	37,413	16,346	5	300	0	305	605	6	0	0.9%	0.8%	1.9%
伊東市	65,491	63,019	33,303	15	530	0	545	1,075	11	0	0.8%	0.9%	1.6%
伊豆市	28,190	26,940	14,598	10	255	0	265	520	5	0	0.9%	1.0%	1.8%
伊豆の国市	46,804	44,990	26,628	15	860	0	875	1,735	17	0	1.9%	1.9%	3.3%
三島市	107,783	103,237	64,351	60	1,600	0	1,660	3,260	32	0	1.5%	1.5%	2.6%
函南町	36,794	29,640	21,401	10	255	0	265	520	6	0	0.7%	0.9%	1.2%
沼津市	189,386	204,356	112,854	140	3,450	0	3,590	7,040	66	0	1.9%	1.8%	3.2%
裾野市	50,911	52,141	30,659	25	1,240	0	1,265	2,505	25	0	2.5%	2.4%	4.1%
清水町	31,710	30,482	20,242	380	8,235	14,190	22,805	87,800	4	364	71.9%	74.8%	112.7%
(採血車)				10	195	0	205	400	4	0			
(ルーム)				370	8,040	14,190	22,600	87,400		364			
長泉町	43,336	40,942	28,373	5	590	0	595	1,185	11	0	1.4%	1.5%	2.1%
御殿場市	86,614	86,611	53,565	90	2,380	0	2,470	4,850	54	0	2.9%	2.9%	4.6%
小山町	18,568	19,420	11,027	20	1,060	0	1,080	2,140	20	0	5.8%	5.6%	9.8%
富士市	245,392	242,701	152,494	240	6,390	0	6,630	13,020	146	0	2.7%	2.7%	4.3%
富士宮市	128,105	122,282	77,649	155	4,935	0	5,090	10,025	92	0	4.0%	4.2%	6.6%
東部合計	1,172,838	1,162,910	692,137	1,195	32,750	14,190	48,135	137,645	510	364	4.1%	4.1%	7.0%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	97,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

別表(2／3)

令和8年度市町別献血者確保目標

中部地区

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献 血 者 確 保 目 標 人 数 (採 血 計 画 本 数)					計画日数		夜間人口比 人口比(%)	昼間人口比 人口比(%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献血	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
静岡市	693,389	713,197	418,004	897	19,692	13,900	34,489	109,781	261	364	5.0%	4.8%	8.3%
(採血車)				597	12,372	0	12,969	25,341	261	0			
(ルーム)				300	7,320	13,900	21,520	84,440		364			
焼津市	136,845	128,682	83,415	57	3,630	0	3,687	7,317	71	0	2.7%	2.9%	4.4%
藤枝市	141,342	130,492	83,992	97	3,494	0	3,591	7,085	68	0	2.5%	2.8%	4.3%
島田市	95,719	88,727	56,244	18	2,784	0	2,802	5,586	54	0	2.9%	3.2%	5.0%
川根本町	6,206	6,061	2,708	14	94	0	108	202	3	0	1.7%	1.8%	4.0%
吉田町	28,919	30,423	18,784	15	1,023	0	1,038	2,061	24	0	3.6%	3.4%	5.5%
牧之原市	43,502	49,988	25,174	22	1,283	0	1,305	2,588	30	0	3.0%	2.6%	5.2%
中部合計	1,145,922	1,147,570	688,321	1,120	32,000	13,900	47,020	134,620	511	364	4.1%	4.1%	6.8%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	97,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

別表(3／3)

令和8年度市町別献血者確保目標

西部地区

市町名	夜間人口 (R2.10.1)	昼間人口 (R2.10.1)	16～69歳人口 (R6.10.1)	献 血 者 確 保 目 標 人 数 (採 血 計 画 本 数)					計画日数		夜間人口比 人口比(%)	昼間人口比 人口比(%)	16～69歳 人口比(%)
				200mL献血	400mL献	成分献血	計	単位換算※	採血車	オープン			
掛川市	114,954	115,361	71,032	60	2,350	0	2,410	4,760	55	0	2.1%	2.1%	3.4%
菊川市	47,789	45,103	29,482	30	1,050	0	1,080	2,130	23	0	2.3%	2.4%	3.7%
御前崎市	31,103	30,129	17,895	20	1,050	0	1,070	2,120	22	0	3.4%	3.6%	6.0%
袋井市	87,864	86,696	56,683	80	2,000	0	2,080	4,080	43	0	2.4%	2.4%	3.7%
磐田市	166,672	171,086	101,032	120	4,350	0	4,470	8,820	90	0	2.7%	2.6%	4.4%
森町	17,457	17,691	9,792	20	350	0	370	720	8	0	2.1%	2.1%	3.8%
浜松市	790,718	783,766	487,793	835	20,570	13,910	35,315	111,525	259	364	4.5%	4.5%	7.2%
(採血車)				540	13,350	0	13,890	27,240	259	0			
(ルーム)				295	7,220	13,910	21,425	84,285		364			
湖西市	57,885	65,179	36,439	20	1,030	0	1,050	2,080	23	0	1.8%	1.6%	2.8%
西部合計	1,314,442	1,315,011	810,148	1,185	32,750	13,910	47,845	136,235	523	364	3.6%	3.6%	5.9%
県合計	3,633,202	3,625,491	2,190,606	3,500	97,500	42,000	143,000	408,500	1,544	1,092	3.9%	3.9%	6.5%

※単位換算は、採血計画本数の200mL献血を1単位、400mL献血を2単位、成分献血を5単位として算出しています。

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度外国人材受入体制整備支援事業

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3) 委託価格の限度額

17,181,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の日までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (5) 当該業務を実施するノウハウ及び体制を有していること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話：054-221-2811 FAX：054-271-1979 E-mail：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び方法 書面は上記(1)で交付、電子ファイルは電子メールで交付

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 参加表明書 令和8年4月23日（木）午後5時まで 郵送又は持参、
企画提案書等 令和8年4月27日（月）午後5時まで 郵送又は持参、

ウ 提出場所及び方法 書面は上記(1)に提出、併せて電子メール等で提出

(4) 企画説明

令和8年5月15日（金）以降の産業人材課が指定した方法、日時、場所

6 その他

(1) この企画提案による契約は、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を活用するものであるため、当該補助金の決定内容によっては、業務内容の全部又は一部を変更する場合や委託を行わない場合がある。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(6) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(7) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局産業人材課（電話番号 054-221-2811）とする。

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度外国人雇用環境診断業務

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3) 委託価格の限度額

2,900,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の日までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (5) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話：054-221-2826 FAX：054-271-1979 E-mail：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び方法 書面は上記(1)で交付、電子ファイルは電子メールで交付

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 参加表明書 令和8年4月23日（木）午後5時まで 郵送又は持参、
企画提案書等 令和8年4月24日（金）午後5時まで 郵送又は持参、

ウ 提出場所及び方法 書面は上記(1)に提出、併せて電子メールで提出

(4) 企画説明

令和8年5月15日（金）以降の産業人材課が指定した方法、日時、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(5) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(6) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局産業人材課（電話番号 054-221-2826）とする。

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度外国人材マッチングサポート事業

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3) 委託価格の限度額

30,525,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の日までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (6) 当該業務を実施するノウハウ及び体制を有していること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (8) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

- (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話：054-221-2811 FAX：054-271-1979 E-mail：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

- (2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年3月27日（金）から令和8年4月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び方法 書面は上記(1)で交付、電子ファイルは電子メールで交付

- (3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 参加表明書 令和8年4月23日（木）午後5時まで 郵送又は持参、
企画提案書等 令和8年4月27日（月）午後5時まで 郵送又は持参、

ウ 提出場所及び方法 書面は上記(1)に提出、併せて電子メール等で提出

- (4) 企画説明

令和8年5月15日（金）以降の産業人材課が指定した方法、日時、場所

6 その他

- (1) この企画提案による契約は、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を活用するものであるため、当該補助金の決定内容によっては、業務内容の全部又は一部を変更する場合や委託を行わない場合がある。
- (2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (6) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (7) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局産業人材課（電話番号 054-221-2811）とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと沼津 沼津市東椎路字東荒301-3

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1-1 代表取締役 植田俊

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ANAP	株式会社ANAPホールディングス	令和7年4月1日
ほか5者（縦覧による）		

イ 小売業者の住所

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コーエン	東京都港区赤坂八丁目1-19	東京都港区虎ノ門三丁目2-2	令和7年2月25日
ほか3者（縦覧による）			

ウ 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	代表取締役 キャロル・チョイ	代表取締役 日色保	令和7年5月1日
ほか27者（縦覧による）			

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新沢田店 沼津市新沢田町188

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1 代表取締役 横山英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1 代表取締役 横山英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年11月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,440平方メートル

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	48台
駐輪場の位置及び収容台数	20台
荷さばき施設の位置及び面積	74.295平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	14.625立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
開店時刻	9:00
閉店時刻	21:50
駐車場を利用できる時間帯	8:30 ～ 22:00
駐車場の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	6:00 ～ 22:00

8 届出年月日

令和8年3月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

磐田中泉施設 磐田市中泉字小原811-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

トヨタモビリティパーツ株式会社 名古屋市熱田区六野一丁目2-9 代表取締役 榊原弘隆

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
(仮称) 磐田中泉施設	磐田中泉施設	令和8年3月13日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
静岡トヨタ自動車株式会社	代表取締役 川嶋秀樹	代表取締役 小野田剛久	令和7年7月1日
ほか1者（縦覧による）			

イ 小売業者の名称

変更前	変更後	変更年月日
株式会社タクティ	トヨタモビリティパーツ株式会社	令和2年4月1日

ウ 小売業者の住所

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
トヨタモビリティパーツ株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目4-10 名古屋クロスコートタワー	名古屋市熱田区六野一丁目2-9	令和2年4月1日

エ 小売業者の退店

小売業者名	代表者氏名	住所	変更年月日
トヨタモビリティパーツ株式会社	代表取締役 榊原弘隆	名古屋市熱田区六野一丁目2-9	令和7年5月12日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン富士南 富士市鮫島字木ノ内118-10ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 加藤久誠

3 変更した事項

(i) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
イオンリテール株式会社	代表取締役社長 井出 武美	代表取締役社長 古澤 康之	令和7年3月1日

イ 小売業者の入店

小売業者名	代表者の氏名	住所	入店年月日
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	代表取締役 高橋強	静岡市葵区常磐町二丁目6-8	令和元年11月21日
ほか4者（縦覧による）			

オ 小売業者の退店

小売業者名	代表者の氏名	住所	退店年月日
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役社長 白川 篤典	愛知県名古屋市中東区 上社1-1802	令和7年6月30日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和8年3月13日

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
南伊豆町 水利施設等保全高度化事業 （畑地帯総合整備事業 （高収益作物転換型）） 竹麻地区	賀茂農林事務所 及び 静岡県賀茂農林事務所 ホームページ※	令和8年3月27日から 令和8年4月15日まで

※ 静岡県賀茂農林事務所ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/kamonorin/index.html>)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業の土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、同計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
南伊豆町 農地中間管理機構関連 農地整備事業 湊地区	賀茂農林事務所 及び 静岡県賀茂農林事務所 ホームページ※	令和8年3月27日から 令和8年4月15日まで

※ 静岡県賀茂農林事務所ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/kamonorin/index.html>)

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
浜松市 中山間地域農業農村総合整備事業 北遠地区	西部農林事務所 及び 静岡県西部農林事務所 ホームページ※	令和8年3月27日から 令和8年4月15日まで

※ 静岡県西部農林事務所ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/seibunorin/index.html>)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業の土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、同計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
三島市 農地中間管理機構関連 農地整備事業 三島佐野地区	東部農林事務所 及び 静岡県東部農林事務所 ホームページ※	令和8年3月27日から 令和8年4月15日まで

※ 静岡県東部農林事務所ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>)

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の 所在地	許可番号	許可年月日
(株)ジェイプラン ニング	白倉 とよ の	菊川市加茂5597	(般-03) 第31469号	令和3年6月15日

静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第10条の規定に基づき公告する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 物品等又は特定役務の名称

令和8年度 静岡県狩野川東部浄化センターほか2施設で使用する電気

2 予定使用電力量

3施設 合計 14,478,000 kWh

内訳 静岡県狩野川東部浄化センター 4,937,000 kWh

静岡県狩野川西部浄化センター 9,101,800 kWh

静岡県夏梅木ポンプ場 439,200 kWh

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

静岡県沼津市高島本町1-3

静岡県沼津土木事務所総務課

4 落札決定日

令和8年2月5日

5 落札者の氏名及び住所

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

6 落札金額（税込）

267,523,445円

7 契約方式

一般競争入札

8 入札公告日

令和7年12月26日

静岡県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
各教育事務所
各教育機関
各県立学校

静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後												
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 特殊服務管理 服務管理のうち、特別休暇（夏季休暇、家族休暇及び看護休暇を除く。）、介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び部分休業の承認をいう。 (決裁又は専決) 第3条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りではない。 (1) 本庁 <table><tr><th>決裁者等</th><th>決裁事項</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>理事（総括・新図書館担当）</td><td>(1)・(2) (略)</td></tr></table>	決裁者等	決裁事項	(略)		理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) (略)	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 特殊服務管理 服務管理のうち、特別休暇（夏季休暇、家族休暇及び看護等休暇を除く。）、介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び部分休業の承認をいう。 (決裁又は専決) 第3条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りではない。 (1) 本庁 <table><tr><th>決裁者等</th><th>決裁事項</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>理事（総括・学校教育担当）</td><td>(1)・(2) (略) (3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。 (4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に</td></tr></table>	決裁者等	決裁事項	(略)		理事（総括・学校教育担当）	(1)・(2) (略) (3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。 (4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に
決裁者等	決裁事項												
(略)													
理事（総括・新図書館担当）	(1)・(2) (略)												
決裁者等	決裁事項												
(略)													
理事（総括・学校教育担当）	(1)・(2) (略) (3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。 (4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に												

	(3) (略)
参事（政策管理担当）	(1) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関する <u>こと（学校教育に關することを除く。）。</u> (2) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に關すること（学校教育に關することに除く。）。 <u>。</u>
参事（学校教育担当）	(1) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関する <u>こと（学校教育に關することを限る。）。</u> (2) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に關すること（学校教育に關することに限る。）。 <u>。</u>
主管課長	(略)
(略)	

(2) (略)

(3) 県立学校

決裁者等	決裁事項
(略)	
部主事	(1) 各部の職員（部主事を除く。）の年次有給休暇の時季変更並びに夏季休暇、家族休暇及び看護休暇の承認並びに時間外勤

	關すること。 (5) (略)
主管課長	(略)
(略)	

(2) (略)

(3) 県立学校

決裁者等	決裁事項
(略)	
部主事	(1) 各部の職員（部主事を除く。）の年次有給休暇の時季変更並びに夏季休暇、家族休暇及び看護等休暇の承認並びに時間外

	務命令及び休日勤務命令に関すること。
	(2) (略)

2～4 (略)

(代決)

第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

(1) 本庁

決裁者等	代決者
(略)	
教育部長	<u>理事（総括・新図書館担当）</u>
<u>理事（総括・新図書館担当）</u>	<u>理事（総括・新図書館担当）</u> があらかじめ指定した者
<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>参事（政策管理担当）</u> があらかじめ指定した者
<u>参事（学校教育担当）</u>	<u>参事（学校教育担当）</u> があらかじめ指定した者
主管課長	(略)
(略)	

(2)・(3) (略)

2 (略)

	勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
	(2) (略)

2～4 (略)

(代決)

第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

(1) 本庁

決裁者等	代決者
(略)	
教育部長	<u>理事（総括・学校教育担当）</u>
<u>理事（総括・学校教育担当）</u>	<u>理事（総括・学校教育担当）</u> があらかじめ指定した者
主管課長	(略)
(略)	

(2)・(3) (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第3号

本 庁
各教育事務所
各 教育機関
各 県立学校

静岡県教育委員会公文書管理規程（令和7年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

別表第3を次のように改める。

別表第3（第29条関係）

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	教育DX推進課	教D
	4	財務課	教財
	5	教育厚生課	教厚
	6	給与事務統括課	教給
	7	教育施設課	教施
	8	義務教育課	教義
	9	高校教育課	教高
	10	特別支援教育課	教特
	11	健康体育課	教健
	12	社会教育課	教社
教育事務所	1	静岡教育事務所総務課	東教総
	2	静岡教育事務所地域支援課	東教地
	3	静岡西教育事務所総務課	西教総
	4	静岡西教育事務所地域支援課	西教地
教育機関（県立 学校を除く。）	1	中央図書館総務課	中図総
	2	中央図書館企画振興課	中図企
	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務企画課	総教総
	6	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	7	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	8	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	9	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	10	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	11	焼津青少年の家	焼青
	12	観音山少年自然の家	観少
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中等部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
	3	静岡県立ふじのくに中学校	ふ中
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高
	2	静岡県立松崎高等学校	松高
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高

4	静岡県立伊豆伊東高等学校	伊伊高
6	静岡県立熱海高等学校	熱高
7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高
8	静岡県立韭山高等学校	韭高
9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
11	静岡県立三島南高等学校	三南高
12	静岡県立三島北高等学校	三北高
13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
14	静岡県立御殿場高等学校	御高
15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
16	静岡県立小山高等学校	小高
17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高

41	静岡県立静岡商業高等学校	静岡高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静岡中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼津中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼津水高
45	静岡県立清流館高等学校	清流館高
46	静岡県立藤枝東高等学校	藤枝東高
47	静岡県立藤枝西高等学校	藤枝西高
48	静岡県立藤枝北高等学校	藤枝北高
49	静岡県立島田高等学校	島田高
50	静岡県立島田工業高等学校	島田工高
51	静岡県立島田商業高等学校	島田商高
52	静岡県立ふじのくに国際高等学校	ふじ高
53	静岡県立川根高等学校	川根高
54	静岡県立榛原高等学校	榛原高
55	静岡県立相良高等学校	相良高
56	静岡県立掛川東高等学校	掛川東高
57	静岡県立掛川西高等学校	掛川西高
58	静岡県立掛川工業高等学校	掛川工高
59	静岡県立横須賀高等学校	横須賀高
60	静岡県立池新田高等学校	池新田高
61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
63	静岡県立袋井高等学校	袋井高
64	静岡県立袋井商業高等学校	袋井商高
65	静岡県立磐田南高等学校	磐田南高
66	静岡県立磐田北高等学校	磐田北高
67	静岡県立磐田農業高等学校	磐田農高
68	静岡県立磐田西高等学校	磐田西高
69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
70	静岡県立浜松北高等学校	浜松北高
71	静岡県立浜松西高等学校	浜松西高
72	静岡県立浜松南高等学校	浜松南高
73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜松湖東高
74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜松湖南高
75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜松江高
76	静岡県立浜松東高等学校	浜松東高

	77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
	78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
	79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高
	80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
	81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
	82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
	83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
	84	静岡県立新居高等学校	新高
	85	静岡県立湖西高等学校	湖西高
特別支援学校	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
	3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特
	4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
	5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静聴特
	6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
	7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
	8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
	9	静岡県立富士特別支援学校	富特
	10	静岡県立静岡北特別支援学校	静北特
	11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特
	12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
	13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
	14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
	15	静岡県立東部特別支援学校	東特
	16	静岡県立中央特別支援学校	中特
	17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静南特
	18	静岡県立西部特別支援学校	西特
	19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
	20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
	21	静岡県立清水特別支援学校	清特
	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
	23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特
	24	静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊特
	25	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜み特
	26	静岡県立するが視覚総合特別支援学校	す総特

附 則

この訓令甲は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年5月30日付け県公報第625号告示第440号（道路の区域の変更（3件））中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から12	22.3～24.8	8.6～16.6
1	上から16	22.3～25.8	11.0～16.6